

# 税務課からのお知らせ

## STOP滞納

～12月は町税滞納整理強化月間です～  
税金・保険料は納期内納付をお願いします

問税務課 ☎(57)4124

納税の公平と税収の確保を図るため、町税等徴収の強化に取り組んでいます。

皆様が納めた税金は、教育や福祉、ごみ処理などの公共サービス等に使われています。町では、納期内の自主的な納付をお願いしていますが、未納がある方には督促状や催告書をお送りします。それにもかかわらず未納の場合は、納期内に納付されている大多数の町民の皆様との公平性を確保するために法律に基づき財産調査等を行い、給料、預貯金、不動産などの「差押え」を行うこととなります。

病気や失業など特別の事情により納期限までに納付が困難な場合は、早めに納税相談にお越しください。

税務課の窓口延長日(毎週木曜日(祝日・年末年始除く)19時まで)においても納税相談を行っていますので、日中ご来庁できない方は、ご相談にお越しください。

## 固定資産税・軽自動車税に係る手続き

問税務課 ☎(57)4123

固定資産税および軽自動車税に関する手続きについて、お問合せの多い内容をまとめましたので参考にしてください。詳細については、町税務課まで直接お問合せください。

### ①固定資産税

#### 〈固定資産の所有者が亡くなられた場合〉

登記されている固定資産(土地、家屋)の所有者が亡くなられた場合、法務局にて相続登記の手続きが必要となります。登記については、宇都宮地方法務局小山出張所(☎0285(22)0361)までお問合せください。

また、所有者が亡くなられた翌年の1月1日までに相続登記の届出が困難な場合は、『相続人代表者指定届』を町税務課へ提出してください。

#### 〈固定資産の所有者が海外転出される場合〉

海外転勤などにより、固定資産税関係書類を受領できない場合、『納税管理人申告書』を町税務課へ提出してください。申告書提出後の賦課徴収および還付に関する書類を納税管理人のもとに送付します。

#### 〈償却資産の申告について〉

町内に事業用の償却資産を所有している個人・法人は、毎年1月1日現在の所有状況を1月31日までに、町へ申告することが義務付けられています。申告書の様式は町ホームページからダウンロードできます。また、町税務課でも配布しています。

主な償却資産の具体例は下表のとおりです。

構築物	ビニールハウス、広告塔、駐車場舗装、屋外配管、フェンス、ブロック塀、テント倉庫など
機械および装置	農機具、製造設備、建設機械、印刷機械、太陽光発電装置など
船舶・航空機	モーターボート、グライダー、ヘリコプターなど
車両および運搬具	フォークリフト、大型特殊自動車など
工具・器具および備品	冷蔵庫、パソコン、コピー機など

※電力会社へ売電を行っている太陽光発電装置は、申告の対象となります。(家屋と一体で評価されているものや、売電を行っていないものは除く)

※現在、使用していなくても使用可能な償却資産は申告の対象となります。

※無形固定資産、自動車税または軽自動車税の対象資産は申告の対象外です。

#### 〈未登記家屋について〉

未登記家屋を新築または増改築した場合や、売買などの事由により所有者に変更があった場合は、『未登記家屋届出書』を町税務課へ提出してください。

#### 〈家屋の滅失について〉

毎年1月1日以降に家屋の全部または一部を取り壊した場合、その部分にかかる固定資産税は翌年度から課税されませんので、お早めに町税務課までご連絡ください。担当職員が現地調査に伺います。

なお、滅失登記済みの場合や建替後の家屋調査の際に申し出をされた場合、ご連絡は不要です。

## ②軽自動車税

### 〈軽自動車の所有者が亡くなられた場合〉

亡くなられた方の名義の車両については、下記窓口にて、速やかに名義変更や廃車などの手続きをお願いします。名義が亡くなられた方のままの場合、法定相続人の方に納税通知書を送付させていただくことがございますので、ご了承ください。

車の種類	届出場所	連絡先
原動機付自転車、小型特殊自動車	野木町役場 総合政策部 税務課 資産税係	☎(57) 4123
軽自動車(三輪・四輪)	軽自動車検査協会 栃木事務所 佐野支所	☎050(3816) 3108
小型自動車、軽自動車(二輪)	関東運輸局 栃木運輸支局 佐野自動車検査登録事務所	☎050(5540) 2020

### 〈廃車手続きをしていない軽自動車等について〉

所有の軽自動車等を廃棄・売却した後、廃車手続きをしていないと、翌年度以降も軽自動車税が課税されてしまいます。特に車両盗難や個人売買時の届出漏れによるお問合せを多くいただいています。

納税通知書に記載の車両と現在所有している車両をご確認いただき、所有していない車両がある場合は、上記の届出場所にて速やかに廃車手続きをお願いします。

## 栃木税務署からのお知らせ

問 栃木税務署 ☎0282(22)0885

(自動音声がかかりますので「2」の番号を選択してください。)

### 【令和4年分確定申告の相談および申告書の受付期間について】

給与・年金所得者の還付申告の相談および申告書の提出は、1月から受付けています。

確定申告期間中(令和5年2月16日(木)から同年3月15日(水)まで)は、大変混み合いますので、確定申告期前に手続きいただきますようお願いします。

※給与・年金の源泉徴収票等申告に必要な書類がお揃いになってから相談にお越しください。

※スマホをお持ちの方は、確定申告会場において、基本的にスマホを利用して申告書を作成していただきます。

※税務署の閉庁日(土日祝日)は、相談および申告書の受付を行っていません。

※確定申告会場の入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

※税務署にお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

### 【令和4年分確定申告は、マイナンバーカードを使ってご自宅からスマホ申告！】

確定申告は、ご自宅からのマイナンバーカードを利用したスマホ申告が便利です。

マイナンバーカードとスマホ(マイナンバーカード読取対応)があれば、多くの方が来場される確定申告会場に出向くことなく、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告を行うことができますので、ぜひご利用ください。

また、スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動で入力され、とても便利です。マイナンバーカードをお持ちでない方は、お早めの取得をお願いします。

※マイナンバーカードの「利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)」および「署名用電子証明書のパスワード(英数字6～16桁)」をご用意ください。

### 《令和4年分(令和5年1月以降)からさらに便利に！》

◆マイナンバーカードの読み取り回数が3回から1回に！

※過去にマイナンバーカード方式で申告された方が対象です。

◆青色決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に！

## ゆ〜らんど(野木町健康センター)お知らせ

★12月のお風呂 温泉《西那須野温泉大鷹の湯》…(男女露天風呂)24日(土)・25日(日)

★毎週金曜日 かわり湯…季節の湯 ※ゆず湯 22日(木)

【催し物】★優しいヨガ教室:5日・19日(隔週月曜日)10時20分～11時50分)

★フィットネススタジオ:毎週木・金・土曜日※トレーニングシューズをご持参ください。

★ネイル・フェイシャル・ハンドケア:5日(月)10時30分～15時30分

★健康麻雀(自動卓):毎週水曜日、第1・3・5日曜日 1部:10時～13時 2部:13時30分～16時30分

【年末年始営業のお知らせ】12月27日(火)より1月1日(日)まで休館日になります。

新年:2・3日は特別営業(10時～20時) 4・5日は振替休館日 6日以降は通常営業になります。

住所 野木町南赤塚1514  
電話 0280(57)0755  
指定管理者 宮ビルサービス(株)  
休館日 火曜日  
開館時間 10時～20時